

# 令和8年度小・中・高等学校等における食文化継承推進業務委託基本仕様

## 1 目的

「くまもとふるさと食の名人※」（以下、「食の名人」という。）を小・中・高等学校等へ派遣し出前講座及び探究学習支援等を実施することで、地域の郷土料理に対する理解促進及び次世代へ食文化を伝承することを目的とする。

※「くまもとふるさと食の名人」とは、熊本県の郷土料理について卓越した知識、技術、経験を有し、伝承活動に取り組んでいる人を熊本県知事が認定するもので、平成13年度から認定を始め、令和8年4月1日現在で、262人が活動している。（別添①）

## 2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

## 3 委託業務内容

下記の各企画等に係る一切の業務とする。

- (1) 「食の名人」等を活用した小・中・高等学校等における郷土料理講座の開催
- (2) 「食の名人」等を活用した中・高等学校等における探究学習支援の実施
- (3) 「食の名人」等による親子向け郷土料理講座の開催
- (4) 「食の名人」等による新たな食の名人育成等のための郷土料理講座の開催

### 【特記事項】

- (1) 「食の名人」等を活用した小・中・高等学校等における郷土料理講座の開催

#### ア 業務の概要

##### (ア) 実施期間

契約締結後～令和9年（2027年）2月26日（金）まで

##### (イ) 実施場所

県内の小・中・高等学校等

##### (ウ) 受講対象者

県内の小学・中・高等学生等※

※幼稚園・保育園・認定こども園を含む（こども会等団体活動は除く）

##### (エ) 内容

郷土料理、地域の農産物等を活用した料理、食文化伝承をテーマとし、「食の名人」等を講師とした調理実習や講義による講座を実施する。

##### (オ) 回数

計40回程度（食の名人派遣のみの場合を含む）

## イ 委託の内容

### (ア) 講座の内容・実施方法の企画

講座の内容・実施方法については、開催団体及び講師※と県担当課が調整し決定するが、必要に応じて、受託者が調整すること。

なお、やむを得ない事情で、予定していた方法での講座の実施が困難となった場合は、開催団体と調整のうえ、予算の範囲内で代替案にて実施すること。

※講師については、開催団体が希望する講座内容を勘案したうえで、最寄りに在住する食の名人を優先して県担当課が選定する。

※開催団体が食の名人の派遣のみを希望する場合は、講座の内容・実施方法・運営等については開催団体が行うものとする。ただし、必要に応じて受託者が調整すること。

### (イ) 各開催団体及び講師との調整

開催団体及び講師との開催日程・場所等の決定に係る調整は、原則として受託者が行うこと。

また、必要に応じて、県担当課と協議して進めること。

### (ウ) アンケートの実施

講座参加者に対し、アンケート調査を実施し効果測定を行うこと。なお、調査項目については、県担当課と協議して決定すること。

### (エ) 情報発信

ホームページやSNSにより取組み成果を広報すること。

### (オ) 配布用報告書の作成

講座の状況等を撮影し、アンケート結果を取りまとめ、わかりやすい報告書を作成すること。

・報告書の仕様：A3見開きカラー両面4ページ

・作成部数：200部（配布先：実施校、市町村、関係機関）

## ウ 留意事項

### (ア) 開催団体にあっては、以下を要件とする。

・講座に係る経費（材料代、資料印刷代、会場使用料 等）を負担すること。

・講座実施あたって、機材調達、会場設営、撤去を行うこと。

・講座実施に係る情報発信（ホームページ掲載等）に協力すること。

### (イ) 開催に係る「食の名人」の派遣について

・派遣する「食の名人」は、2名程度/回とするが、対象者の人数等勘案し、開催校と調整すること。

・講師等への謝礼及び旅費については当日対応分のみとし、謝礼については1回につき5,000円/人、旅費については県の旅費規定に準じた金額を支払うこと。

## (2) 「食の名人」等を活用した中・高等学校等における探究学習支援の実施

### ア 業務の概要

#### (ア) 実施期間

契約締結後～令和9年（2027年）2月26日（金）まで

#### (イ) 実施場所

県内の中・高等学校、農村地域（訪問学習）等

#### (ウ) 受講対象者

県内の中・高等学生等

#### (エ) 内容

食文化に関する探究学習について、農村地域での訪問学習や「食の名人」等による調理実習等の支援を行う。

#### (オ) 回数

2件×3回程度

### イ 委託の内容

#### (ア) 探究学習支援の内容・実施方法の企画

受託者は、実施団体の希望を勘案したうえで、探究学習支援の実施方法について、実施団体及び「食の名人※」等と調整し決定すること。

また、必要に応じて、県担当課と協議して進めること。

※「食の名人」の選定については、実施団体の希望を勘案の上、県の担当課が選定する。

#### (イ) 各実施団体及び「食の名人」等との調整

実施団体及び「食の名人」等との実施日程・場所等の決定に係る調整は、原則として受託者が行うこと。

また、必要に応じて、県担当課と協議して進めること。

#### (ウ) アンケートの実施

講座参加者に対し、アンケート調査を実施し効果測定を行うこと。なお、調査項目については、県担当課と協議して決定すること。

#### (エ) 情報発信

ホームページやSNSにより取組み成果を広報すること。

#### (オ) 配布用報告書の作成

実施の状況等を撮影し、アンケート結果を取りまとめ、わかりやすい報告書を作成すること。

・報告書の仕様：A3見開きカラー両面4ページ

・作成部数：100部（配布先：実施校、市町村、関係機関）

## ウ 留意事項

(ア) 実施団体にあつては、以下を要件とする。

- ・実施に係る経費（材料代（一部）、資料印刷代、会場使用料 等）を負担すること。
- ・実施あつて、機材調達、会場設営、撤去を行うこと。
- ・実施に係る情報発信（ホームページ掲載等）に協力すること。

(イ) 実施に係る「食の名人」の派遣について

- ・派遣する「食の名人」は、2名程度／回とするが、対象者の人数等勘案し、実施校と調整すること。
- ・講師等への謝礼及び旅費については当日対応分のみとし、謝礼については1回につき5,000円／人、旅費については県の旅費規定に準じた金額を支払うこと。

### (3) 親子向け郷土料理講座の開催

「食の名人」等が講師となり、親子を対象に郷土料理講座を開催する。

#### ア 概要

- (ア) 実施時期 契約締結後から令和9年（2027年）2月26日（金）まで  
(イ) 実施回数 1回程度  
(ウ) 対象者 小学生以下の子どもと保護者

#### イ 委託の内容

- (ア) 企画立案・実施運営
- ・郷土料理講座の企画立案・実施運営を行うこと。
  - ・円滑に実施できる体制を作ること。
- (イ) 実施会場、方法の確保
- 郷土料理講座の実施ができる会場や方法を確保すること。
- (ウ) 広報・集客業務
- 効果的な広報等により集客を図る。
- (エ) 効果測定
- 参加者アンケート等により効果測定を行うこと。

### (4) 新たな食の名人育成等のための郷土料理講座の開催

「食の名人」等が講師となり、新たな食の名人発掘・育成のための郷土料理講座を開催する。

#### ア 概要

- (ア) 実施時期 契約締結後から令和9年（2027年）2月26日（金）まで  
(イ) 実施回数 1回程度

(ウ) 対象者 将来的に食の名人として活躍が期待される方等

#### イ 委託の内容

##### (ア) 企画立案・実施運営

- ・ 郷土料理講座の企画立案・実施運営を行うこと。
- ・ 円滑に実施できる体制を作ること。

##### (イ) 実施会場、方法の確保

郷土料理講座の実施ができる会場や方法を確保すること。

##### (ウ) 広報・集客業務

効果的な広報等により集客を図る。

##### (エ) 効果測定

参加者アンケート等により効果測定を行うこと。

#### 4 業務の管理・執行体制

- (1) 業務を適正かつ確実に執行できる体制を作ること。
- (2) 県との窓口として、常に連絡の取れるスタッフを配置すること。
- (3) スケジュールの管理を行い、適切に業務を進めること。
- (4) 進捗状況について、随時むらづくり課に報告すること。

#### 5 作業計画

受託者は契約締結後速やかに作業計画書を作成し、県に提出する。  
作業計画書には、次の事項を記載する。

- (1) 業務内容及び方法
- (2) 実施スケジュール
- (3) 組織体制図（スタッフ等の実施体制）

#### 6 成果品

次の成果品を提出すること。

- (1) 以下を含む実績報告書（紙媒体及び電子媒体の両方にて納品）
  - ア 委託業務の実施内容
  - イ 委託業務の成果
  - ウ その他参考資料
- (2) 3 (1) (2) 業務で作成した報告書

#### 7 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

## 8 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、県担当職員との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しない。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、別記1「電子情報に関する取扱特記事項」及び別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 電子メールを外部に送信する際は、本文や添付ファイルに送るべきではない個人情報が含まれていないか、複数人によるダブルチェック等により入念な確認を行うこと。  
また、電子メールを外部に一斉送信する場合には、個人情報漏えい防止のため、メールアドレスを「To」ではなく、「BCC」に設定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施に関する会計処理について、他業務等と明確に区分して行う。
- (7) 受託者は、本業務の実施に関する書類や会計帳簿の整備に努め、業務完了後においても5年間保存する。
- (8) 受託者が本仕様書その他委託者の指示に従わない場合、あるいは委託内容の履行が困難であると判断される場合、委託者は委託契約を解除することがある。
- (9) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受託事業者が負担する。
- (10) 県は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報の提供等について、支障のない範囲で協力する。
- (11) その他、本仕様書に定めがない事項、あるいは疑義が生じた事項については、県と受託者の協議によりこれを解決する。

## 電子情報に関する取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、乙は甲の指導に従うとともに、業務の従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

### (電子情報の保全)

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するため、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- (2) 業務において取得したデータを、全て甲に提出すること。
- (3) 業務を履行する目的以外に、データを保有し、複写し、又は使用しないこと。

### (秘密の保持)

第3条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、業務に従事する社員その他の者に対し前項に規定する義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾なしにこの請負によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務の工程の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督についての一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反しないよう、当該第三者との間で書面により約定するものとする。

(報告・調査)

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、随時に報告を求め、調査を行うことができる。

2 前条第1項の規定により、乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合は、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密の保持）

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （責任体制の整備）

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### （責任者等の届出）

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

### （保有の制限）

第 5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （安全管理措置）

第 6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### （作業場所の特定）

第 7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ別添様式 1 により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、別添様式 2 によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者(乙に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあつては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を別添様式3により提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保す

るため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。



年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○  
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等の変更について  
令和8年度小・中・高等学校等における食文化継承推進業務委託「個人情報取扱特記事項 第4及び第7」に基づき、年 月 日付で報告した個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり変更するため、あらかじめ報告します。

記

1 個人情報保護責任者  
(変更前)

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

(変更後)

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者  
(変更前)

所属・役職	氏名

(変更後)

所属・役職	氏名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所  
(変更前)

--

(変更後)

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

※上記 1～3 のうち変更のない事項については、空欄のまま提出して差し支えない。

別添様式3（第13関係）

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○  
(名称及び代表者の氏名)

個人情報が記録された電子情報の消去等について

令和8年度小・中・高等学校等における食文化継承推進業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報が記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。